資料1

《 施策の体系図 》

目標	基本方針・施策の柱	基本的施策	
社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現	基本方針１ 損害の回復及び 経済的負担の軽減 ＊条例第８条第１号	１　損害賠償請求等に関する援助（法12）	P1 （3 施策）
		２　経済的負担の軽減（法13）	P1 （4 施策）
		３　居住の安定（法16）	P1 （3 施策）
		４　雇用の安定（法17）	P2 （4 施策）
	基本方針２ 精神的・身体的被害の回復 ＊条例第８条第２号	１　保健医療サービス及び福祉サービスの提供（法14）	P2 （8 施策）
		２　保護、捜査等の過程における配慮・情報提供等（法18, 19）	P4 （9 施策）
	基本方針３ 再被害・二次的被害の防止 ＊条例第８条第３号	１　安全の確保（法15）	P5 （7 施策）
		２　二次的被害の防止	P5 （4 施策）
	基本方針４ 県民・事業者の理解の促進 ＊条例第８条第４号	１　県民・事業者の理解の促進（法20）	P6 （8 施策）
	基本方針５ 民間支援団体・支援従事者の育成・支援 ＊条例第８条第５号	１　人材の育成・調査研究（法21）	P7 （9 施策）
		２　民間支援団体に対する支援（法22）	P8 （2 施策）
	基本方針６ 連携協力体制の整備 ＊条例第８条第６号、第12条	１　総合的な支援体制の整備	P8 （6 施策）
		２　相談及び情報の提供等（法11）	P9 （9 施策）
		３　市町村における支援体制の充実に向けた取組	P11 （4 施策）